

# 東日本大震災復興緊急 保証制度のご案内

東日本大震災により直接または間接被害を受けている中小企業の皆さまの経営の安定に必要な資金を対象とする保証制度です。

## 制度概要

### 1. 中小企業の方

	対象者	売上高等の減少要件	添付書類
特定被災区域内 (※1)	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業の方	—	市区町村長が発行する罹災証明書(写で可)
	②原発近辺の警戒区域内等(※2)に事業所を有している中小企業の方	—	警戒区域内等に事業所を有していることが確認できる書類(商業登記簿謄本、納税証明書等)(写)
	③震災及び原発事故により売上高等が著しく減少した中小企業の方	震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比10%以上減少	市区町村長による【認定書(原本)】
特定被災区域外	④特定被災区域内の事業者との直接の取引関係により、売上高等が著しく減少した中小企業の方	震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比10%以上減少	市区町村長による【認定書(原本)】(※3)
	⑤東日本大震災に起因し急激な取引の減少が発生したこと等により売上高等が著しく減少した中小企業の方	震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比15%以上減少	市区町村長による【認定書(原本)】(※3)

保証対象者

### 2. 組合の方

上記①～⑤に該当する中小企業の方を構成員とする組合等	構成員について上記要件による。	構成員に係る上記の書類
----------------------------	-----------------	-------------

※1 特定被災区域:災害救助法が適用された市町村

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村

(参考)新潟県内:十日町市・上越市・津南町

※2 警戒区域等:警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域

※3 市区町村への認定申請に際しては、震災に起因して生じた取引先の状況又は売上高等の減少に関する具体的な理由を記載した書面(理由書)の添付が必要となります。

(なお、理由書については当協会へ提出していただく必要はありません。)



対象資金	経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含みます。) ※既存保証付融資(責任共有対象外に限る)の返済資金も対象となります。
保証限度額	2億8,000万円(一般保証と別枠でご利用いただけます。) ※「東日本大震災に係る災害保証」及び「経営安定関連保証」との合算限度額は、 最大で5億6,000万円となります。
保証期間	10年以内(据置2年以内)
返済方法	原則として均等分割返済
保証料率	年0.80%
貸付利率	金融機関所定利率 ※地方公共団体制度融資を併用する場合は、当該制度融資で定めるところによります。
担保・保証人	(担保)必要に応じてご提供いただきます。 (保証人)原則として法人代表者以外に保証人は不要です。
取扱期間	平成23年5月23日～平成24年3月31日

※ご利用にあたっては審査がございます。審査の結果ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

詳しい内容につきましては、お近くの営業店までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

- ◇本店営業部 〒951-8640 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1(新潟県中小企業会館内)  
保証第一課 TEL025-267-1313  
保証第二課 TEL025-267-1315
- ◇長岡支店 〒940-0065 長岡市坂之上町2丁目1番地1(長岡商工会議所内)  
保証第一課 TEL0258-35-5714  
保証第二課 TEL0258-35-5714
- ◇県央支店 〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地(燕三条地場産業振興センター2F)  
保証課 TEL0256-33-6661
- ◇上越支店 〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)  
TEL025-523-7225
- ◇佐渡支店 〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター内)  
TEL0259-57-2011

